

中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画の令和5年度実績について (令和5(2023)年度末現在)

資料1

<参考> 計画の施策体系

施策の方向性	施策	主な取組	取組No.
1 地域で暮らし続けるための 仕組みづくり	施策1 相談支援体制の充実	(1) 相談支援の利用促進 (2) 基幹相談支援センターの機能の充実 (3) 相談支援包括化のための多機関連携強化	No.1 No.2 No.3
	施策2 生活を支えるサービス等の充実	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実 (2) 自立生活を支援するサービスの充実 (3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進 (4) 障害者の通所事業の充実 (5) 高次脳機能障害者の支援事業の充実	No.4 No.5 No.6 No.7 No.8
	施策3 育ちを支えるサービス等の充実	(1) 障害児通所支援の充実 (2) 重症心身障害児の支援 (3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の連携 (4) 医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援	No.9 No.10 No.11 No.12
	施策4 安心して住み続けるための支援の充実	(1) 地域生活支援拠点の充実 (2) 居住支援体制の充実 (3) グループホームの充実 (4) 精神障害者支援のための関係機関の連携	No.13 No.14 No.15 No.16
	施策5 サービスの質の確保・向上	(1) サービス事業者の支援・指導の強化 (2) 第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上 (3) サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援	No.17 No.18 No.19
2 個性豊かに 輝ける環境づくり	施策6 就労支援の充実	(1) 一般就労への移行の促進 (2) 就労定着支援の推進 (3) 障害者優先調達の推進	No.20 No.21 No.22
	施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援	(1) 障害者の生涯学習活動の推進 (2) 利用しやすい図書館の整備 (3) 障害者のスポーツ活動の推進	No.23 No.24 No.25
	施策8 育ちのサポートシステムの推進	(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立 (2) 発達支援に携わる職員のスキルアップ (3) 個別的教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援 (4) 早期発見・早期支援の充実 (5) 発達障害に対する理解の促進	No.26 No.27 No.28 No.29 No.30
3 だれもが共に 暮らせるまちづくり	施策9 障害者の権利擁護と虐待防止	(1) 権利擁護支援事業の推進 (2) 成年後見制度の利用促進 (3) 地域連携ネットワークの構築 (4) 障害者虐待防止の推進	No.31 No.32 No.33 No.34
	施策10 心のバリアフリーの推進	(1) 障害者差別解消の推進 (2) 障害と障害者の理解のための意識啓発 (3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進 (4) 障害者福祉団体との連携	No.35 No.36 No.37 No.38
	施策11 安全・安心なまちづくりの推進	(1) 災害時の支援体制の充実 (2) 情報バリアフリーの強化 (3) 人にやさしい空間づくり	No.39 No.40 No.41

施策の方向性 1 「地域で暮らし続けるための仕組みづくり」

A:順調に進行している B:概ね順調に進行している C:あまり順調でない D:順調でない

施 策		主 な 取 組	評価案
施策1	相談支援体制の充実	(1) 相談支援の利用促進 [No.1]	B
		(2) 基幹相談支援センターの機能の充実 [No.2]	B
		(3) 相談支援包括化のための多機関連携強化 [No.3]	B

(1)相談支援の利用促進 [No.1]

保健所等複合施設内に集約した基幹相談支援センター、子ども発達支援センター ゆりのき、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」の3センターについては、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、対面での対応が可能となり、個別の相談対応、ケース会議の開催、関係機関との連絡・調整を行うなど、適切な支援に取り組みました。

また、支援が困難なケースに関しては、3センターによる相談支援体制を中心とし、関係機関や事業所等と連携のもと、支援に努めるとともに、障害者相談支援事業や障害児相談支援事業については、一人一人のニーズに応じた利用計画の作成および定期的なモニタリングを行うことにより、継続的なサービスの提供に繋げることができました。

(2)基幹相談支援センターの機能の充実 [No.2]

相談支援事業所を対象に「障害者虐待防止」、「グループホームと相談支援の連携」をテーマとした研修会や「にも包括ケアシステムの構築に向けて」「地域の主任相談員と相談員の連携を深める」をテーマとした事例検討会を開催しました。

また、相談支援事業所連絡会では、コロナ禍以降、Web 会議等開催方法を工夫してきましたが、令和5(2023)年度は従来の対面に切り替えて会議を開催し、相談支援事業所間における連携強化を図りました。(開催回数：4回)

このほか、入所施設・グループホーム連絡会では、グループホームと就労支援事業所が連携して取り組んでいる就労定着等について事例報告を行い意見交換および情報共有を行うなど引き続き基幹相談支援センターの機能の充実に向けて、連携による地域全体の相談体制のスキルアップに取り組みました。(開催回数：1回)

(3)相談支援包括化のための多機関連携強化 [No.3]

多様化・複合化した課題を包括的に受け止め、関係機関等と連携し適切に支援をするため、各課に相談支援包括化推進員を配置し、相談支援包括化推進連絡会議において、個別ケースの検討等を行いました。

また、ソーシャルワーク機能向上研修を実施するなど、多機関の連携を強化しました。(相談支援包括化推進連絡会議：4回、ソーシャルワーク機能向上研修：2回)

A:順調に進行している B:概ね順調に進行している C:あまり順調でない D:順調でない

施 策		主 な 取 組	評価案
施策2	生活を支えるサービス等の充実	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実 [No.4]	A
		(2) 自立生活を支援するサービスの充実 [No.5]	A
		(3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進 [No.6]	B
		(4) 障害者の通所事業の充実 [No.7]	B
		(5) 高次脳機能障害者の支援事業の充実 [No.8]	B

(1)在宅サービス等の情報提供の充実 [No.4]

障害のある方が利用できる各種サービスの内容や利用方法などをまとめた「障害者福祉のしおり」を最新情報に改訂し、対象となる全世帯に配布するとともに、引き続き区ホームページ等において、視覚障害や知的障害など障害特性に配慮した情報提供に取り組みました。

また、区内の「指定特定相談支援事業所および指定障害児相談支援事業所」、「移動支援事業所」「障害児通所支援事業所」の各一覧のほか、「中央区障害者就労支援施設等事業所ガイドブック」を適宜最新情報に更新するなど、情報提供の充実を図りました。

(2)自立生活を支援するサービスの充実 [No.5]

移動支援事業については、障害があり自力での通学が困難な児童・生徒の保護者の介護負担軽減や就労支援等の観点から、通学にかかる利用範囲を特別支援学校、特別支援学級、小学校、中学校、高等学校、大学等へと拡大しています。

また、障害児の社会参加を一層促進するため、医療的ケア児の都立特別支援学校への通学において、東京都が運行する専用通学車両への乗車ができるまでの期間、リフト付ハイヤーでの通学ができるよう専用利用券を追加で交付しています。(1月あたり12枚追加)。

(3)高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進 [No.6]

65歳に到達する前に、障害福祉サービスの提供時や更新時など各種手続きの機会を通じて、助言や情報提供を行うとともに、ホームページに掲載するなど周知に取り組んでいます。相談支援事業所連絡会等においては、介護保険サービスへの円滑な利用促進が図れる仕組みづくりや周知方法について検討を進めました。また、介護支援専門員研修会におとしより相談センター及び基幹相談支援センター、障害者福祉課ソーシャルワーカーが参加し、事例を通して介護と障害の各サービスの連携について検討しました。

(4)障害者の通所事業の充実 [No.7]

「福祉センター利用者緊急時受け入れおよび医療連携のための連絡会議」を開催するとともに、医師の派遣による医療的ケアが必要な方に対する巡回指導を4回実施するなど、引き続き医療機関等との連携を図りました。また、てんかん講座、重度心身障害者向け研修などの専門的研修を受講し、受講後には、職場研修を実施することにより研修内容を職員で共有し、職員全体の支援スキルの向上に努めました。さらに、コロナ禍において導入した障害者のためのレクリエーションや運動等のWeb配信講座を継続して活用し、支援や利用者の活動プログラムの充実を図っています。

(5)高次脳機能障害者の支援事業の充実 [No.8]

高次脳機能障害者の支援として、令和 5（2023）年度も、高次脳機能障害者交流会を 6 回、リハビリテーション医師による専門相談を 2 回、関係機関等連絡会を 2 回、専門講師による講演会を 2 回実施しました。交流会の参加者総数は 49 名と令和 4(2022)年度より参加者数も増えており、毎回参加する当事者も継続して参加していることから、高次脳機能障害者の支援事業として定着してきています。

A:順調に進行している B:概ね順調に進行している C:あまり順調でない D:順調でない

施 策		主 な 取 組	評価案
施策3	育ちを支えるサービス等の充実	(1) 障害児通所支援の充実 [No.9]	B
		(2) 重症心身障害児の支援 [No.10]	B
		(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の連携 [No.11]	B
		(4) 医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援 [No.12]	B

(1)障害児通所支援の充実 [No.9]

子ども発達支援センター ゆりのきの幼児室（児童発達支援）において、利用児の特性に合わせたクラス編成による集団療育や利用児の個別支援計画を保護者とともに作成し、育ちに支援が必要な子どもの成長に合わせたきめ細かな支援を提供しました。

放課後等デイサービスについては、民間事業者の区内参入を促進するため新たな仕組みづくりの検討を進め、令和6(2024)年度から新規補助事業を開始しました。

(2)重症心身障害児の支援 [No.10]

十思スクエア内に開設した重症心身障害児（医療的ケア児含む）を受け入れる放課後等デイサービス事業所については、安定的な運営が維持できるよう支援しています。

また、利用希望者が増加する中、今後の利用ニーズを見据え、サービスの充実について検討を進めます。

「重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業」については、家族等介護者の負担軽減を図るため、令和4(2022)年度に通学する特別支援学校内でも利用できるよう利用範囲を拡大しました。

さらに、利用ニーズの高まりを受け、年間利用上限について検討を進め、令和6(2024)年度より従来の96時間を144時間に拡充し、介護負担の軽減を図りました。

(3)医療的ケア児等支援のための関係機関の連携 [No.11]

医療的ケア児等支援連携部会を年2回開催し、新たに医療的ケア児に関わる職員向け講演会を1回開催しました。

また、保育・教育機関での医療的ケア児の受け入れが進む中、講演会の機会を通じて、本区における医療的ケア児の支援状況について情報共有を図るとともに、関係者の理解促進および知識向上に向けて連携を図りました。

関係機関が連携した地域支援体制の構築にあたっては、部会の場を通じて、関係者が互いに相談できる関係づくりを進めるとともに、医療的ケア児コーディネーターを活用しながら、協議を進めています。

(4)医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援 [No.12]

区内在住の医療的ケア児を把握するために、支援に関わる関係部署が協力しながら情報を更新し、医療的ケア児コーディネーターが集約しています。その情報を医療的ケア児等支援連携部会において共有し意見交換を行う中で、早期把握した子どもたちの切れ目なくつなげる仕組みづくりを部会の場において検討していきます。

A:順調に進行している B:概ね順調に進行している C:あまり順調でない D:順調でない

施 策		主 な 取 組	評価案
施策4	安心して住み続けるための支援の充実	(1) 地域生活支援拠点の充実 [No.13]	B
		(2) 居住支援体制の充実 [No.14]	B
		(3) グループホームの充実 [No.15]	B
		(4) 精神障害者支援のための関係機関の連携 [No.16]	B

(1)地域生活支援拠点の充実 [No.13]

令和 2(2020)年度末に地域生活支援拠点（面的整備型）を 1 カ所整備しました。

また、令和 3 (2021)年度から地域生活支援拠点登録事業所連絡会を立ち上げ、連絡会を 2 回開催し運用状況を検証するとともに、自立支援協議会（地域移行・地域定着部会）に報告しました。

運用については、地域生活拠点としての 5 機能のうち、体験の機会・場について登録事業者連絡会において協議し、事業所の空き情報の一覧を作成・共有しました。

さらに、月島三丁目北地区市街地再開発事業において、地域生活支援拠点の多機能拠点整備型の施設の活用について検討を進めました。

(2)居住支援体制の充実 [No.14]

入所施設・グループホーム連絡会を開催し、親元から自立した障害のある方や施設などから地域へ戻った障害のある方が、住まいを確保し地域で安心して暮らし続けるため、基幹相談支援センターが中心となり、関係機関や障害福祉サービス事業者等が連携する支援体制の構築に向けて、現状や課題等について意見交換および情報共有を図りました。（開催回数：1 回）

(3)グループホームの充実 [No.15]

既存の社会福祉法人や N P O 法人などが設置・運営するグループホームに対し、引き続き、運営費の一部を補助するなど安定的に施設が運営できるよう支援しました。

また、月島三丁目北地区市街地再開発事業に伴い、知的障害者グループホームの既存機能を確保するとともに、地域生活支援拠点の機能を備えた複合施設を整備するため、当該施設を一体的に運営する事業者を公募し決定しました。

今後は令和 6 (2024)年 11 月の開設に向けて、運営事業者と協議・調整を進めていきます。

(4)精神障害者支援のための関係機関の連携 [No.16]

平成 30(2018)年度より、自立支援協議会「地域移行・地域定着部会」では、平成 30(2018)年度より「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議の場として位置付け、長期入院から地域に戻る精神障害者が安心して暮らすために必要な支援のあり方の検討を進めました。

また、引き続き精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」をはじめ、基幹相談支援センターや保健所・保健センターなどの関係機関等と連携し、精神障害者が地域で自立した生活が送れるよう支援していきます。

A:順調に進行している B:概ね順調に進行している C:あまり順調でない D:順調でない

施 策		主 な 取 組	評価案
施策5	サービスの質の確保・向上	(1) サービス事業者の支援・指導の強化 [No.17]	B
		(2) 第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上 [No.18]	B
		(3) サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援 [No.19]	B

(1)サービス事業者の支援・指導の強化 [No.17]

各障害福祉サービス事業者の実地指導については、令和5(2023)年度は18事業所の検査を行いました。

同じく令和5(2023)年度から義務化された虐待防止に係る取組み等については、利用者への良質なサービスが提供されるよう、各事業所の対応状況を確認し、適宜指導を行いました。

(2)第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上 [No.18]

指定管理者による施設運営の状況について実地調査を行い、施設職員とのヒアリングを通して評価を実施しました。

また、「福祉サービス第三者評価受審費用助成金（障害）」については、新たにホームページに情報を掲載するとともに引き続き障害者就労支援事業所ネットワーク会議等を通じて、積極的な第三者評価の受審について周知を図りました。

なお、第三者評価の受審が都加算や運営費助成の条件となっている事業所については受審されているものの、その他の事業所については受審されていないため、引き続き普及・啓発に努めていきます。

(3)サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援 [No.19]

基幹相談支援センターが中心となり、区内相談支援事業者（8事業所）を対象に「相談支援事業所連絡会」を年4回開催しました。

また、居住支援に関わる事業者を対象に、入所施設・グループホーム連絡会を開催し、グループホームで取り組んでいる事例についての報告を紹介する等、地域の相談支援に関わる情報提供や意見交換を行い、連携強化を図りました。

さらに、就労支援センターが主催する「障害者就労支援事業所ネットワーク会議」では区内の障害者就労支援事業所等を対象に年4回開催し、障害者就労に関する課題等について情報を共有するなど、サービス提供事業者間の連携強化に向けた取組を進めました。

施策の方向性 2「個性豊かに輝ける環境づくり」

A:順調に進行している B:概ね順調に進行している C:あまり順調でない D:順調でない

施 策		主 な 取 組	評価案
施策6	就労支援の充実	(1) 一般就労への移行の促進 [No.20]	B
		(2) 就労定着支援の推進 [No.21]	B
		(3) 障害者優先調達の推進 [No.22]	A

(1)一般就労への移行の促進 [No.20]

障害者就労支援センターの専任コーディネーターが利用者一人一人に対し、就労面と生活面のきめ細やかな支援を一体的に提供するとともに、企業と利用者との橋渡しを行い、一般就労へ17名移行しました。

これまでは個別に開催していた当事者向けおよび企業向けセミナーについては、当事者・企業における相互理解の促進を試みる観点から、合同セミナーとして開催し、Web配信による講演会を行うなど、就労支援の普及・啓発に取り組みました。

(2)就労定着支援の推進 [No.21]

事業所ネットワークに参加する就労支援事業所のうち、2つの民間事業所が就労定着支援を提供しているほか、障害者就労支援センターにおいても職場定着支援を提供し、就労に伴う生活面の課題に対応しながら企業や家族との連絡調整等の支援に取り組みました。

また、区内には就労定着支援を提供する事業所が少ない状況となっているため、障害者就労支援事業所ネットワークに対し、就労定着支援事業の着手について働きかけました。

(3)障害者優先調達の推進 [No.22]

区内就労支援事業所を庁内に周知し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図りました。

また、障害者週間に合わせ、区役所本庁舎1階ロビーに区内就労支援事業所の自主製品を展示し、区民等に周知することにより、各事業所利用者の意欲の向上に取り組みました。

さらに、障害者就労施設などで就労する障害者の工賃向上を目的として、中央区障害者就労支援事業所ネットワークに参加する就労支援事業所において、さわやかワーク中央が中心となり共同受注の取組みを開始し、「本の森ちゅうおう」の清掃業務を受注しました。

A:順調に進行している B:概ね順調に進行している C:あまり順調でない D:順調でない

施 策		主 な 取 組	評価案
施策7	多様な活動の機会確保や参加の支援	(1) 障害者の生涯学習活動の推進 [No.23]	A
		(2) 利用しやすい図書館の整備 [No.24]	B
		(3) 障害者のスポーツ活動の推進 [No.25]	B

(1)障害者の生涯学習活動の推進 [No.23]

知的障害者を対象とした「中央区かえで学級」については、近隣区が合同で実施する四区青年学級連合レクリエーション大会や年2回の宿泊事業を含めて全19回の活動を実施しました。

学級生の高齢化や学習支援の担い手不足に関しては、スタッフ間で課題共有し、学級生の状況に即した生涯学習の場となるように取り組みました。

福祉センターで実施する8種類の講習会・講座については、障害者を対象とした「陶芸」「ピラティス」に計8名が受講し各種活動に取り組みました。そのほか、障害者がダンスや生花、パラスポーツであるボッチャなどのサークル活動を行う場として集会施設を定期的に利用できる環境を整備し、より多くの障害者の生涯学習に繋がるような機会の提供に取り組みました。

(2)利用しやすい図書館の整備 [No.24]

音訳資料の作成・貸出や肢体不自由者への郵送貸出を行うとともに、情報を音声データなどで提供するサピエ図書館に加入し、多くの資料を利用できるよう取り組んでいます。

また、効果的な周知のために利用案内のチラシ配布を障害者福祉課と福祉センター窓口で行っています。

(3)障害者のスポーツ活動の推進 [No.25]

月島スポーツプラザについては、令和2(2020)年度の大規模改修工事で温水プールへのスロープ設置などバリアフリー機能の強化を図り、誰もが利用しやすい施設として運営しています。

また、総合スポーツセンターについては、老朽化への対応のため、今後の大規模改修工事（令和5(2023)年度から令和9(2027)年度まで）により、バリアフリー化などの環境整備を行うための検討を進めています。

障害者スポーツ体験会については、2回実施し、東京都障害者スポーツ協会の用具貸与事業を活用したユニカールの実施や、新規種目としてスナッグゴルフを導入するなど、内容の充実を図りました。

A:順調に進行している B:概ね順調に進行している C:あまり順調でない D:順調でない

施 策		主 な 取 組	評価案
施策8	育ちのサポートシステムの推進	(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立 [No.26]	B
		(2) 発達支援に携わる職員のスキルアップ [No.27]	B
		(3) 個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援 [No.28]	B
		(4) 早期発見・早期支援の充実 [No.29]	B
		(5) 発達障害に対する理解の促進 [No.30]	B

(1)子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立 [No.26]

子ども発達支援センターゆりのきが地域の療育の拠点となり、育ちに支援を必要とする子どもの相談を受け、その発達状況に応じて適切な療育につなげました。

また、保健・福祉・教育の分野にそれぞれ経験や知識のある専門職をコーディネーターとして配置し、子どもに関わる関係機関との連絡調整を行いました。

なお、今後見込まれる人口増に対して令和6年度から個別療育室を拡充し多様な療育ニーズに対応することで、こどもの発達相談全体のサービス向上に取り組めます。

(2)発達支援に携わる職員のスキルアップ [No.27]

子ども発達支援センター ゆりのきの職員が発達障害に精通した学識経験のあるアドバイザーから、令和4(2022)年度に文部科学省が行った、発達障害に関する全国調査について発達障害を対象とした講義を受けるとともに、区立幼稚園・小中学校の教員および区内保育所(公立・私立)の職員を対象とした講習会を実施しスキルアップを図りました。発達障害への対応は複雑・多様であるため、様々な視点から研修内容等を検討し、職員の一層の支援力向上に取り組めます。

(3)個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援 [No.28]

新規作成時および面談時の丁寧な説明によって「育ちのサポートカルテ」に対する保護者の理解向上を図るとともに、保護者・子ども発達支援センターゆりのき職員と在籍機関と一緒に作成した育ちのサポートカルテについて、保健・福祉・教育のコーディネーターが連絡調整を行い、0歳から18歳までの支援の一貫性が保たれるように取り組みました。

今後は、令和5(2023)年度に実施した利用者アンケートも参考にしながら、作成作業の簡略化や在籍機関とのさらなる連携強化に向けて、運用方法等の見直しを進めていきます。

(4)早期発見・早期支援の充実 [No.29]

ゆりのき連携発達相談では、保健コーディネーターが中心となって保健所・保健センターと連絡調整を行い、療育が必要な子どもを円滑に療育へとつなげました。

また、心理士などが区内の保育所やこども園などを巡回し、在園する子どもの対応や発達に関する相談を受け、一人一人の特性や状態に応じた助言を行い、きめ細かい適切な支援を提供しました。(737件)

近年、障害児相談支援事業所を利用せず、サービス等利用計画案の作成を保護者等自ら作成する、いわゆるセルフプランが急増している現状を踏まえ、早期発見後の適切なサービス利用およびきめ細かな継続的支援を提供していくため、障害児相談支援体制の充実・強化に向けて検討を進めています。

(5)発達障害に対する理解の促進 [No.30]

家庭や地域における発達障害に対する理解を促進するため、区内在住・在勤者を対象に講演会「発達障害のミカタ」を医療機関から医師を招き開催しました。参加者には好評をいただき、発達障害への理解促進に寄与しました。

今後も発達障害の特性や支援方法などの正しい知識の普及・啓発に取り組んでいきます。

施策の方向性3「だれもが共に暮せるまちづくり」

A:順調に進行している B:概ね順調に進行している C:あまり順調でない D:順調でない

施 策		主 な 取 組	評価案
施策9	障害者の権利擁護と虐待防止	(1) 権利擁護支援事業の推進 [No.31]	B
		(2) 成年後見制度の利用促進 [No.32]	B
		(3) 地域連携ネットワークの構築 [No.33]	B
		(4) 障害者虐待防止の推進 [No.34]	A

(1)権利擁護支援事業の推進 [No.31]

高齢者や障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見支援センター「すてっぷ中央」において、福祉サービス利用手続きのお手伝いや財産の保全、金銭管理などのサービスを提供しました。(相談件数：888件(うち知的障害者2件、精神障害者253件)、契約状況：51件(うち知的障害者2件、精神障害者7件))

(2)成年後見制度の利用促進 [No.32]

判断能力が不十分な方が成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、令和3(2021)年4月に中核機関を設置し、成年後見支援センター「すてっぷ中央」と一体となって、成年後見制度の利用促進に向けて取り組みました。

新たに法人後見に関するリーフレットを作成したほか、「すてっぷ通信」の創刊、区および社会福祉協議会ホームページの更新など、本制度の普及・啓発の充実および相談体制の強化を図りました。(一般相談件数：2,428件(うち知的障害者45件、精神障害者280件))

(3)地域連携ネットワークの構築 [No.33]

権利擁護支援推進協議会を設置し、司法・福祉専門職団体、関係機関等が連携して地域課題について継続的に協議を行う体制を確保するとともに、関係機関等の連携の強化および自発的に協力する体制づくりを進めました。(開催回数：3回)

また、地域の中で、高齢者や障害者など支援を必要とする人を早期に発見して適切な支援につなげる地域連携ネットワークの構築に向けて、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を開催し、地域関係者の顔の見える関係づくりにつなげました。(開催回数：2回)

(4)障害者虐待防止の推進 [No.34]

24時間365日対応可能な虐待通報・相談窓口専用電話を設置するなど、常に通報や相談に対応できる体制の運用に努めました。

また、虐待防止の重要性について、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」やホームページ等により、区民等に周知を図るとともに、区内障害福祉サービス事業所に対し、パンフレットを配布することにより、積極的な意識啓発に取り組みしました。

A:順調に進行している B:概ね順調に進行している C:あまり順調でない D:順調でない

施 策		主 な 取 組	評価案
施策10	心のバリアフリーの推進	(1) 障害者差別解消の推進 [No.35]	B
		(2) 障害と障害者の理解のための意識啓発 [No.36]	B
		(3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進 [No.37]	B
		(4) 障害者福祉団体との連携 [No.38]	B

(1)障害者差別解消の推進 [No.35]

「職員対応要領」や職員向け研修を通じて、区の事務事業における障害者差別解消に取り組むとともに、広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」、啓発用リーフレットの配布などを通じて、区民や事業者等に対し、普及啓発を図りました。

令和 5 (2023)年 4 月に施行した「中央区障害者の多様な意思疎通手段の利用及び手話言語の理解の促進に関する条例」を踏まえ、障害者福祉課、高齢者福祉課、介護保険課の窓口に対話支援機器を設置しました。

本区職員に向けた「障害のある方とのコミュニケーションを学ぶ研修」を実施し、障害への理解を深めました。

(2)障害と障害者の理解のための意識啓発 [No.36]

「障害者サポートマニュアル」を区立小中学校の児童・生徒に配布するとともに、「ヘルプマーク・ヘルプカード」を障害者福祉課や福祉センター等窓口および健康福祉まつりで配布し、普及啓発を図りました。

また、モザイク平板については、整備予定の区施設への設置に向けて準備を進めました。

(設置予定：月島三丁目北地区知的障害者グループホーム「リヴェール月島」・晴海区民センター・晴海地域交流センター)

(3)「健康福祉まつり」等による地域交流の促進 [No.37]

地域イベントとして定着している「健康福祉まつり」では、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に変更となり、参加団体は新規を含め前年より 16 団体増加し、健康や福祉をテーマとする様々な団体が出展しました。

また、4 年ぶりに会場内をスタンプラリー形式で回る「福祉体験めぐり」を通じて、車椅子や点字体験等のブースを回ることによって障害や福祉全般に対する理解を深める契機となるなど、地域の人々との触れ合いと交流を促進することができました。

また、福祉センターの「福祉センターまつり」は、3 年ぶりに令和 4(2022)年度に開催し、令和 5(2023)年度も同様に開催して通所者と地域の交流の場となりました。

レインボーハウス明石の「なないろ祭」は令和 2 (2020)年度からコロナ禍の影響を受けて中止していましたが、令和 5(2023)年度は、4 年ぶりに従来の自主製品の販売や模擬店の出店などを行い、地域住民との交流を深めることができました。

(4)障害者福祉団体との連携【No.38】

障害者福祉団体の社会参加を促進するための活動支援として、6 団体へ運営費の一部を補助するとともに、バス借上費を助成しました。(バス借り上げ：令和 5 (2023)年度実績 8 件)

また、障害者福祉施策の充実に向けて、「障害者福祉団体代表者懇談会」(令和 3 (2021)年度は中止、令和 4 (2022)年度以降は通常どおり)を実施し、活発な意見交換を行いました。

A:順調に進行している B:概ね順調に進行している C:あまり順調でない D:順調でない

施 策		主 な 取 組	評価案
施策11	安全・安心なまちづくりの推進	(1) 災害時の支援体制の充実 [No.39]	B
		(2) 情報バリアフリーの強化 [No.40]	A
		(3) 人にやさしい空間づくり [No.41]	B

(1)災害時の支援体制の充実 [No.39]

「災害時地域たすけあい名簿」を活用した安否確認訓練を防災拠点(5カ所)で実施しました。

また、マンション管理組合等への名簿の提供に向けた説明会や、名簿の活用についての個別のフォローアップを行いました。

さらに、名簿情報の外部提供に同意した方のうち要介護5の方を対象に、個別避難計画作成の作成同意調査を行い、同計画の作成を進めました。

(2)情報バリアフリーの強化 [No.40]

障害者や高齢者等が安心して外出できるよう、区内のバリアフリーに関する情報を集約するバリアフリーマップについて、マップ作成の中心的な役割を担うボランティア人材を育成するため、対面およびWebでの講習会を開催しました。(回数:4回(うちWeb3回)、参加人数:38名(うちWeb23名)、対象者:区内在住・在勤・在学者)また、既存地図の更新(築地・八丁堀・茅場町)を行いました。

広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」については、毎号から抜粋した記事を声の広報・点字広報に編集して希望者に送付するとともに(声の広報6人、点字広報3人)、新聞折込号(毎月11日号・21日号、1月1日号)を希望する高齢者・障害者に無料で配送しています。(191人)

(3)人にやさしい空間づくり [No.41]

地域福祉推進区市町村包括補助金を活用し、歩道の拡幅・平坦化工事を行いました。また、中央区鉄道駅総合バリアフリー推進事業補助要綱に基づき、JR 総武線快速馬喰町駅における改札階から地上までのエレベーター整備に係る実施設計経費を補助しました。

中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画の進捗状況について（令和5(2023)年度末現在）

成果目標の達成状況

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者のうち、地域生活への移行に関する目標【達成状況：×】

施設入所者のうち、地域生活への移行者の実績はあったものの目標値に至っていません。入所施設から地域生活に移行するには、親亡き後等を見据えた支援が必要です。

項目		数値等
令和元(2019)年度末時点の施設入所者数		72人
【目標】令和5(2023)年度末の地域生活移行者数		3人
第6期計画(実績)	令和4(2022)年度	0人
	令和5(2023)年度	1人

② 施設入所者数に関する目標【達成状況：○】

施設入所者の数は、介護施設への移行などで減少しましたが地域生活への移行者の実績はありませんでした。今後も地域で暮らし続けるための仕組みづくりが必要です。

項目		数値等
令和元(2019)年度末時点の施設入所者数		72人
【目標】令和5(2023)年度末時点の施設入所者数		72人
第6期計画(実績)	令和4(2022)年度	65人
	令和5(2023)年度	70人

（2）地域生活支援拠点等の整備

① 地域生活支援拠点等の整備および運用状況の検証【達成状況：○】

令和2(2020)年度末に地域生活支援拠点（面的整備型）を1カ所整備しました。また、令和3(2021)年度から地域生活支援拠点登録事業所連絡会を新たに立ち上げ2回開催し、運用状況を検証するとともに、自立支援協議会（地域移行・地域定着部会）に報告しました。運用については、多岐にわたる課題があり、求められる5機能のうち、体験の機会・場について登録事業者連絡会で検討をして、事業所の空き情報の一覧を作成し共有しました。さらに、月島三丁目北地区市街地再開発事業において、地域生活支援拠点の多機能拠点整備型の施設の活用について、引き続き検討を進めました。

項目		数値等
令和元(2019)年度末時点の地域生活支援拠点等の整備力所数		0カ所
【目標】令和5(2023)年度末時点の地域生活支援拠点等整備力所数		1カ所
【目標】令和5(2023)年度末時点の運用状況の検証・検討回数		年1回
第6期計画(実績)	令和4(2022)年度 地域生活支援拠点等整備力所数	1カ所
	令和5(2023)年度 地域生活支援拠点等整備力所数	1カ所
	令和4(2022)年度 運用状況の検証・検討回数	年1回
	令和5(2023)年度 運用状況の検証・検討回数	年1回

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数【達成状況:○】

企業訪問に加え、web活用による面談も含め、就労支援センターにおいて、企業・利用者における相互理解を深めて就労につながる支援に努め、一般就労へ17名移行しました。

項目		数値等
令和元(2019)年度の一般就労への移行者数		6人
【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数		12人
第6期計画(実績)	令和4(2022)年度	26人
	令和5(2023)年度	17人

項目		数値等
就労移行支援事業	令和元(2019)年度の一般就労への移行者数	4人
	【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数	8人
第6期計画(実績)	令和4(2022)年度	16人
	令和5(2023)年度	11人
就労継続支援A型事業	令和元(2019)年度の一般就労への移行者数	2人
	【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数	3人
第6期計画(実績)	令和4(2022)年度	6人
	令和5(2023)年度	4人
就労継続支援B型事業	令和元(2019)年度の一般就労への移行者数	0人
	【目標】令和5(2023)年度の一般就労への移行者数	1人
第6期計画(実績)	令和4(2022)年度	4人
	令和5(2023)年度	2人

② 就労定着支援事業を利用する者の数【達成状況:○】

就労定着支援を提供する事業所が2事業所と増えていない状況が続いており、中央区障害者就労支援事業所ネットワークにおいて、就労定着支援事業の着手について事業所に呼びかけを行いました。

項目		数値等
令和5(2023)年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労移行者数 ※①の成果目標		12人
【目標】令和5(2023)年度の就労移行支援事業等を利用した一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数		9人 (75.0%)
第6期計画(実績)	令和4(2022)年度	10人
	令和5(2023)年度	17人

③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合【達成状況:○】

区内の就労定着支援を提供する事業所が2事業所と少ない状況が続いていますが、令和5(2023)年度については、目標を達成しました。

項目		数値等
令和元(2019)年度の就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所の割合(全2事業所)		50% (1事業所)
【目標】令和5(2023)年度の就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所の割合(全2事業所)		100% (2事業所)
第6期計画(実績)	令和4(2022)年度	50% (1事業所)
	令和5(2023)年度	100% (2事業所)

④ 区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数【達成状況:○】

当事者向け・企業向け合同セミナーを開催し、講演会についてはWeb配信でも実施することで就労支援の普及・啓発を広く行いました。

項目		数値等
令和元(2019)年度の中央区障害者就労支援センター登録者の一般就労者数		27人
【目標】令和5(2023)年度の中央区障害者就労支援センター登録者の一般就労者数		29人
第6期計画(実績)	令和4(2022)年度	19人
	令和5(2023)年度	35人

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置数【達成状況:○】

児童発達支援の実績は、在籍者 31 人、延べ 871 人、給食提供 466 食となりました。

項目		数値等
令和元(2019)年度末時点の設置箇所数		1 カ所
【目標】令和 5(2023)年度末時点の設置箇所数		1 カ所 (設置済み)
第6期計画(実績)	令和 4(2022)年度	1 カ所 (設置済み)
	令和 5(2023)年度	1 カ所 (設置済み)

② 保育所等訪問支援を利用できる体制【達成状況:○】

保育所等訪問支援の実績は、利用者 76 人、延べ訪問回数 118 回となりました。

項目		数値等
令和元(2019)年度末における保育所等訪問支援を提供することができる体制		整備済み
【目標】令和 5(2023)年度末における保育所等訪問支援を提供することができる体制		整備済み
第6期計画(実績)	令和 4(2022)年度	整備済み
	令和 5(2023)年度	整備済み

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数【達成状況:○】

児童発達支援事業所の実績は、在籍 3 人、延べ 55 人となりました。

項目		数値等
令和元(2019)年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数		1 事業所
【目標】令和 5(2023)年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の数		1 事業所 (確保済み)
第6期計画(実績)	令和 4(2022)年度	1 事業所 (確保済み)
	令和 5(2023)年度	1 事業所 (確保済み)

④ 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数【達成状況:○】

既に重症心身障害児（医療的ケア児含む）を対象とした民間の放課後等デイサービス事業所を1カ所確保していますが、利用者数が増加する中、予約時における利用調整やキャンセル待ちなどの欠席時対応などを工夫しながら運営しています。

項目		数値等
令和元(2019)年度末における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数		1事業所
【目標】令和5(2023)年度末における重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の数		1事業所 (確保済み)
第6期計画(実績)	令和4(2022)年度	1事業所 (確保済み)
	令和5(2023)年度	1事業所 (確保済み)

⑤ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置【達成状況:○】

医療的ケア児等支援のため、関係機関による協議の場の設置およびコーディネーターの配置については、整備済みです。

項目		数値等
令和元(2019)年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況		設置済み
【目標】令和5(2023)年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況		設置済み
第6期計画(実績)	令和4(2022)年度	設置済み
	令和5(2023)年度	設置済み
令和元(2019)年度末における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置状況		配置済み
【目標】令和5(2023)年度末における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置状況		配置済み
第6期計画(実績)	令和4(2022)年度	配置済み
	令和5(2023)年度	配置済み

（５）相談支援体制の充実・強化等 【達成状況：○】

基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所との連携のための連絡会、研修会および事例検討会を対面開催で実施して地域の相談支援に関わる事業者職員のスキルの向上と事業所間の連携強化に取り組みました。

開催時期の調整や会議内容の検討などが今後も課題となるため、会議等への参加を促進する取組や、支援の充実に向けた情報共有等を効果的に行い、事業者間ネットワークを活用した連携強化に引き続き努めていきます。

項目		数値等
令和元(2019)年度末時点における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制		確保済み (基幹相談支援センターの設置)
【目標】令和5(2023)年度末時点における総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制		確保済み (基幹相談支援センターの設置体制の維持・取組の充実)
第6期計画(実績)	令和 4(2022)年度	確保済み (基幹相談支援センターの設置体制の維持・取組の充実)
	令和 5(2023)年度	確保済み (基幹相談支援センターの設置体制の維持・取組の充実)

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 【達成状況：○】

事業者連絡会の開催や集団指導、実地指導の実施により質の向上を目指す取り組みを行っていますが、東京都との連携を図りながら、令和4(2022)年度から義務化された取り組みに向けて支援を行いました。給付の適正化については、新基準にも対応したシステムを導入しエラーが出ないように対応していきます。研修について、各事業所で更新等必要な都主催の研修は、事業所内で工夫をして参加できるよう体制を整え、その他必要な研修についても、基幹相談支援センターが行う内容にも一部盛り込めるよう行いました。

項目		数値等
令和元(2019)年度末時点における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制		有
【目標】令和5(2023)年度末時点における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制		有
第6期計画(実績)	令和 4(2022)年度	有
	令和 5(2023)年度	有

3 活動指標の達成状況

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数【達成状況：○】

計画期間			第6期		
年度			R3	R4	R5
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	回／年	計画値	3	3	3
		実績値	3	4	3

② 保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数【達成状況：○】

計画期間				第6期		
年度				R3	R4	R5
保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	人／年	計画値	1	1	1
			実績値	1	1	1
	医療(精神科)	人／年	計画値	1	1	1
			実績値	1	1	1
	医療(精神科以外)	人／年	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
	福祉	人／年	計画値	5	5	5
			実績値	5	5	5
	当事者	人／年	計画値	1	1	1
			実績値	1	1	1
	家族	人／年	計画値	1	1	1
			実績値	1	1	1
	その他	人／年	計画値	2	2	2
			実績値	2	2	2

③ 保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定に対する評価の実施回数【達成状況：○】

計画期間			第6期		
年度			R3	R4	R5
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定に対する評価の実施回数	回／年	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1

④ 精神障害者の相談支援、居住系サービスの利用者数 【達成状況：△】

計画期間			第6期		
年度			R3	R4	R5
精神障害者が利用する地域移行支援	人／年	計画値	1	1	1
		実績値	1	0	1
精神障害者が利用する地域定着支援	人／年	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
精神障害者が利用する共同生活援助	人／年	計画値	30	30	30
		実績値	28	28	38
精神障害者が利用する自立生活援助	人／年	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	1

(2) 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 総合的・専門的な相談支援 【達成状況：○】

計画期間		第6期		
年度		R3	R4	R5
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有

② 地域の相談支援体制の強化 【達成状況：△】

計画期間			第6期		
年度			R3	R4	R5
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件／年	計画値	20	25	30
		実績値	37	30	29
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件／年	計画値	6	6	6
		実績値	2	3	5
地域の相談機関との連携強化のための連絡会の回数	回／年	計画値	4	4	4
		実績値	4	4	4

(3) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用【達成状況:×】

計画期間				第6期		
年度				R3	R4	R5
東京都が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への区職員の参加人数	障害者区分認定調査員研修	人／年	計画値	3	3	3
			実績値	3	2	1
	障害者虐待防止対策支援研修	人／年	計画値	3	3	3
			実績値	3	2	1

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【達成状況:○】

計画期間			第6期		
年度			R3	R4	R5
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無	計画値		有	有	有
	実績値		有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する回数	回／年	計画値	12	12	12
		実績値	12	12	12